

入間市職員定数条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>2 次に掲げる職員は、前項各号に掲げる職員の定数外とすることができる。</u></p> <p>(1) <u>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により、育児休業をしている職員</u></p> <p>(2) <u>地方自治法第252条の17第1項(同法第292条において準用する場合を含む。)の規定により、他の地方公共団体に派遣し、又は他の地方公共団体から派遣されている職員</u></p> <p>(3) <u>地方公務員法第28条第2項の規定により、休職にされた職員</u></p> <p><u>3 前項各号に掲げる職員が復職又は復帰した場合における当該職員は、その日から起算して1年を超えない期間に限り、第1項各号に掲げる職員の定数外とすることができる。</u></p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p>